

広報かるまい **お知らせ版** 367号 ①毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

新型コロナウイルス関連情報

part 1

町内飲食業者などに支援金を給付します

町は、新型コロナウイルスの感染症の拡大による経済的な影響を受けている事業者で、特に困窮が厳しいと予想される以下の業種を対象に支援金を給付します。

該当する方は下記までお問い合わせください。

■対象者

現在、町内で飲食店・宿泊業・タクシー業のいずれかを営んでいる方（今後も事業継続の意思があることが条件）

■金額 1事業者あたり10万円

※複数店舗（複数事業）を営んでいる場合、重複支給はありません。

■必要書類

- ・申請書（下記担当課で受け取れます）
- ・支払口座通帳の写し（表面と見開き面）
- ・直近の確定申告書の写し（営業確認のため）

■提出期限 7月31日(金)まで

■問い合わせ 産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

part 2

持続化給付金の手続きが盛岡、久慈、八戸でも可能になりました

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対し給付される持続化給付金。電子申請を原則としていましたが申請サポート会場]でも手続きが可能となりました。完全予約制。

■最寄りの申請サポート会場 盛岡市（農林会館4F）

久慈市（久慈グランドホテル2F） 八戸市（八戸商工会館4F）

■予約方法 Web予約 →<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

電話予約(オペレーター) →☎0570-077-866

予約(音声ガイダンス) →☎0120-115-570

part 3

中小企業者の方の家賃を補助

町は、新型コロナウイルスの拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、家賃の一部を補助します。

■対象者

町内に事業所があり、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業等を営む方で次のいずれかに該当する中小企業者

- ・売上が前年同月比で50%以上減少した
- ・休業し、売上が前年同月比で50%以上減少することが見込まれる

■対象期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日

■補助内容 家賃（消費税、光熱水費等は除く）の2分の1

※1カ月当たり10万円まで（最大30万円）

※4月～9月の連続する3カ月以内分

■申請方法

下記の書類を、令和2年11月2日までに産業振興課へ提出ください。様式は町ホームページでダウンロードできます。

- ・軽米町地域企業経営継続支援事業補助金交付申請書
- ・家賃が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写しなど）
- ・減少を比較する月の売上と前年同月の売上が分かる書類
- ・申請日時点で軽米町で事業を行っていたことが分かる書類（登記事項証明書、所得税確定申告書の写しなど）
- ・申請月に休業した場合は、休業したことを証明する書類
- ・振込先口座の通帳の写し

■申請先 産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

part 4

子育て世帯に臨時給付金

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時的に給付金を支給します。

■対象者

令和2年4月分（対象児童が新高校1年生の場合は3月分）の児童手当（特例給付以外）の受給者

※公務員以外の対象の方には給付についてのお知らせをお送りしています。

■対象児童 令和2年3月31日までに生まれた0歳～中学3年生

※同年3月分の児童手当対象児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象

■支給額 対象児童1人につき1万円

■申請方法 申請は必要ありません。

※公務員の方については、別途所属長から案内がありますので、支給対象者であることの証明をうけ、基準日時点（令和2年3月31日、新高校1年生の場合は令和2年2月29日）の住所地へ申請してください。

※給付金の受給を辞退する方は、届出書の提出が必要です。必要な方は個別に郵送しますので、下記へお問い合わせください。

※DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、軽米町で本給付金の支給を受けることができます場合もありますのでご連絡ください。

■問い合わせ 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

part 5

軽米町育英奨学生を臨時募集

新型コロナウイルス対策の支援事業の一環として、令和2年度の軽米町育英奨学生の臨時募集を行います。

■対象

町内に居住する方の子女で、高校、大学または修学期間1年以上の各種専門学校等に在学し、新型コロナウイルスの影響により修学が困難と認められる方

■募集人員・貸与月額

区分	募集人員	貸与月額
大学またはこれと同程度の学校 (短期大学や各種専門学校等の 修学期間1年以上の学校含む)	10人程度	51,000円以内
高等専門学校		30,000円以内
高等学校等		15,000円以内

■提出書類

- ①育英奨学金貸与申請書 ②家庭状況調査書
- ③申立書（新型コロナウイルス感染症の影響による家計の状況を記入）
- ④在学証明書（入学が確認できる書類）※発行日は令和2年4月1日以降
- ⑤家族全員分の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ⑥家族全員の所得証明書

※①～③は教育委員会、⑤～⑥は町民生活課で取得してください。

■募集期間 6月1日(月)～6月30日(火)

※返済は、各種学校を卒業して1年後から、最長15年以内で返済いただきます。(無利子)

■申込先・問い合わせ

教育委員会事務局・教育総務担当 ☎46-4743

part 6

イベントの中止のお知らせ

新型コロナウイルスの影響を受け、以下のイベントを中止します。ご理解くださるようお願いいたします。

■中止するイベント（ ）内は予定されていた日

折爪岳山開き登山（6月7日）

森林ウォーキングin折爪岳（7月12日）

ヒメボタル観賞会（7月17日・18日）

かるまい夏祭り（7月31日～8月2日）

※花火大会・ナニヤドヤラ流し踊りなど全ての関連イベントを中止。

ハイキューフォトロケーション（8月1日）

※9月以降のイベントについては、開催の可否が決まり次第、随時お知らせします。

■問い合わせ

産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

part 7

特別定額給付金の申請をお忘れなく

特別定額給付金の申請受付期限は、8月17日まで（郵送の場合は消印有効）です。まだ申請をされていない方は、お早めの申請をお願いします。受付期限までに申請が無い場合、特別定額給付金の受給ができなくなりますので、ご注意ください。

■問い合わせ 町民生活課 ☎46-4734 ☎46-4735

part 8

町の支援策はかるまいテレビで確認できます

新型コロナウイルスにより影響を受けている個人事業者の方に向けた町の支援策については、かるまいテレビの「ジャーナル」終了後の放送でお知らせしています。併せて、新型コロナウイルスに関して、山本賢一町長から町民の皆さんへのメッセージも放送しますので、ご覧ください。

広報かるまい お知らせ版 367号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

令和3年度採用の町職員を募集

※申込期限が変更になりましたので、ご注意ください。

■採用職種・採用人員

採用職種	採用人員	受験資格
土木技師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、短期大学、2年生以上の専門学校または大学の土木の専門課程を修了または令和2年度中に修了見込みの方 ※履修科目の証明を求める場合があります。
保育士 (幼稚園教諭)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する方または令和2年度中に実施される試験において取得見込みの方
保健師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和2年度中に実施される試験において取得見込みの方

※一般事務は9月に実施する採用試験で募集します。

■試験内容

- 1次試験 7月12日(日) 10:00～16:00
筆記試験 (教養・専門・作文)
- 2次試験 面接試験 (8月中旬予定)

■申込方法

申込用紙等を総務課で受け取り所定の手続きにより申し込みください。関係書類は郵送でお送りすることもできます。下記メールアドレスへ、表題を「職員採用試験 受験申込書 請求」、本文に「郵便番号、住所、氏名、電話番号、受験を希望する職種」を入力し送信してください。

→ soumu@town.karumai.iwate.jp

※メールでの請求は6月11日(木)まで

■**申込期限 6月19日(金) 17:15必着**

■問い合わせ

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

軽米町役場総務課・総務担当 ☎46-4738 (内線211)

新火葬場「かるまい斎苑」について

4月から新火葬場「かるまい斎苑」が稼働しています。火葬炉を長く大事に使っていくために次のことをお守りください。

■副葬品は最低限に

棺の中に多くの副葬品を入れると、「遺骨の損傷」や「異常燃焼による事故」、「黒鉛の発生」などの原因となります。

☆棺の中へ入れられないものの例

金属製品 (携帯電話など)、ガラス製品、カーボン製品 (ゴルフクラブ、杖、釣り竿など)、書籍、大型繊維製品、石油化学製品や化学合成製品 (化粧品、プラスチック、ゴム、アクリル、ビニールなど)、爆発物 (缶、スプレー、ライター、電池など)

■新型コロナウイルス感染症対策

- ・火葬に参列する際はマスク着用をお願いします。
- ・ロビーに消毒液を用意していますので、必ず手の消毒をお願いします。
- ・控室を利用する際は、参列者相互の距離を取りご使用ください。

■**問い合わせ** 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

地域福祉相談会を開催

障がいのある方やそのご家族を対象に、日常生活での困りごとや、福祉サービス利用などについての相談を、地域生活支援センター・カシオペアから派遣された相談員がお受けします。お気軽にご相談ください。

■**日時** 6月18日(木) 10:00～12:00

■**会場** 健康ふれあいセンター

■**問い合わせ** 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

地域生活支援センター・カシオペア ☎23-6608

軽米高校同窓会 中止

新型コロナウイルスの拡大防止ため、軽米高校令和2年度同窓会総会と懇親会は中止となりました。ご理解くださるようお願いいたします。

■**問い合わせ** 軽米高校 同窓会事務局 ☎46-2320

マイナンバーカードでマイナポイントがもらえます

■マイナポイントとは

令和2年度に国が実施を予定している事業で、マイナンバーカードを取得した方を対象に、キャッシュレス決済サービス（ORコード決済、ICカードなど）でチャージや買い物をすると、25%にあたるプレミアム分のポイント「マイナポイント」（1人あたり上限5,000円）が付与されるものです。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポイントの予約手続きが可能となっています。

※マイナポイント事業の概要については、総務省ホームページで確認できます。

→<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

◎マイナポイントの予約をする環境が自宅にない場合や予約方法が分からない方は、お問い合わせください。

■問い合わせ

マイナポイントの予約 →総務課 ☎46-2111

マイナンバーカードの取得 →町民生活課 ☎46-4735

※マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)をお持ちください。

■申請からマイナポイント取得までの流れ

①マイナンバーカードの取得	インターネットまたは町民生活課で手続きできます
②マイナポイントの予約	マイナンバーカードがあれば、「スマートフォン」または「パソコン(カードリーダー使用)」で手続きできます
③マイナポイントの申込	今年7月から手続きできます
④登録したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物	今年9月から手続きできます
⑤マイナポイントの取得	今年9月から手続きできます

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求が始まりました。令和2年4月1日を基準日として、請求先順位の遺族の方1人が代表して請求することにより支給されます。

支給されるのは、第11回特別弔慰金国庫債券(額面25万円5年償還の記名国債)になります。償還金の受領は令和3年から令和7年までの5年間で、毎年5万円の償還となります。

請求の期間は令和5年3月31日までとなっていますので、

対象となる方は、期限内に町民生活課窓口で請求して下さい。

■窓口に持参するもの

- ・本人を確認できる書類(代理人の方を含む)
 - ・印鑑(認印)
 - ・戸籍関係書類の手数料
- ※請求者と戦没者の関係により必要な書類と手数料が異なります。
- 請求者の戸籍抄本は請求者全員が必要となります。
- ・委任状(代理申請の場合)

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

NHK 再発見いわて 「オンライン歌っこ自慢」参加者募集

NHK盛岡放送局では、テレビ電話を利用した視聴者参加型の歌番組「オンライン歌っこ自慢」を企画し、6月19日に生放送する予定です。オンラインで歌声を響かせ、今は集まれなくても心でつながって、励まし合おうというプロ

ジェクトです。

歌唱動画から選ばれた方（6組程度）に、オンラインで生放送にご出演いただきます！詳しくはホームページでご確認ください。→「オンライン歌っこプロジェクト」URL：https://www.nhk.or.jp/morioka/utakko_project/

■問い合わせ NHK盛岡放送局 放送部 番組制作「オンライン歌っこプロジェクト」 ☎019-626-8813